

つくば市

介護保険 住宅改修の手引き

- 介護保険住宅改修費の申請をする際には必ずお読みください。
- ご不明点がありましたら、お問合せください。

【書類の提出・お問合せ先】

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市役所 保健部介護保険課 保険給付係

TEL: 029-883-1111

FAX: 029-868-7646

＊ ＊ 介護保険住宅改修について ＊ ＊

介護保険住宅改修費とは

介護保険の住宅改修費は、介護・福祉・保健医療の専門家(ケアマネジャー等)が、本人の心身の状態や住環境を確認しながら、必要性に合った改修を計画し、改修の必要性をつくば市が認めた場合に支給されるものです。

また、対象となる工事の種類や、支給限度額が定められているため、必要性があっても支給対象外となることがあります。

対象者

在宅で生活していて(※)、要支援・要介護認定を受けている方

※ 入院・入所中で、自宅に戻るために住環境を整える必要がある場合は対象となります。

自宅に戻ることができなくなってしまった場合には住宅改修費は支給されません。

対象住宅

介護保険被保険者証の住所(住民票がある住所)

※ 新築や増築工事の際に施工した箇所は対象外です。

対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤に付帯して必要な工事
 - ①手すりの取付けのための壁の下地補強
 - ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
 - ③下地の補修や根太の補強または通路面の路盤の整備
 - ④扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
 - ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化を除く)、床材の変更

支給限度額

改修費のうち20万円までが対象です。20万円の改修をすると、負担割合によりその9割～7割分である18万円～14万円が支給されます。1回の改修で全額を使い切らずに、複数回に分けて使うこともできます。

また、引越しをした場合や、要介護度が著しく高くなった場合、再度改修費のうち20万円までが対象となり、支給を受けることができます。

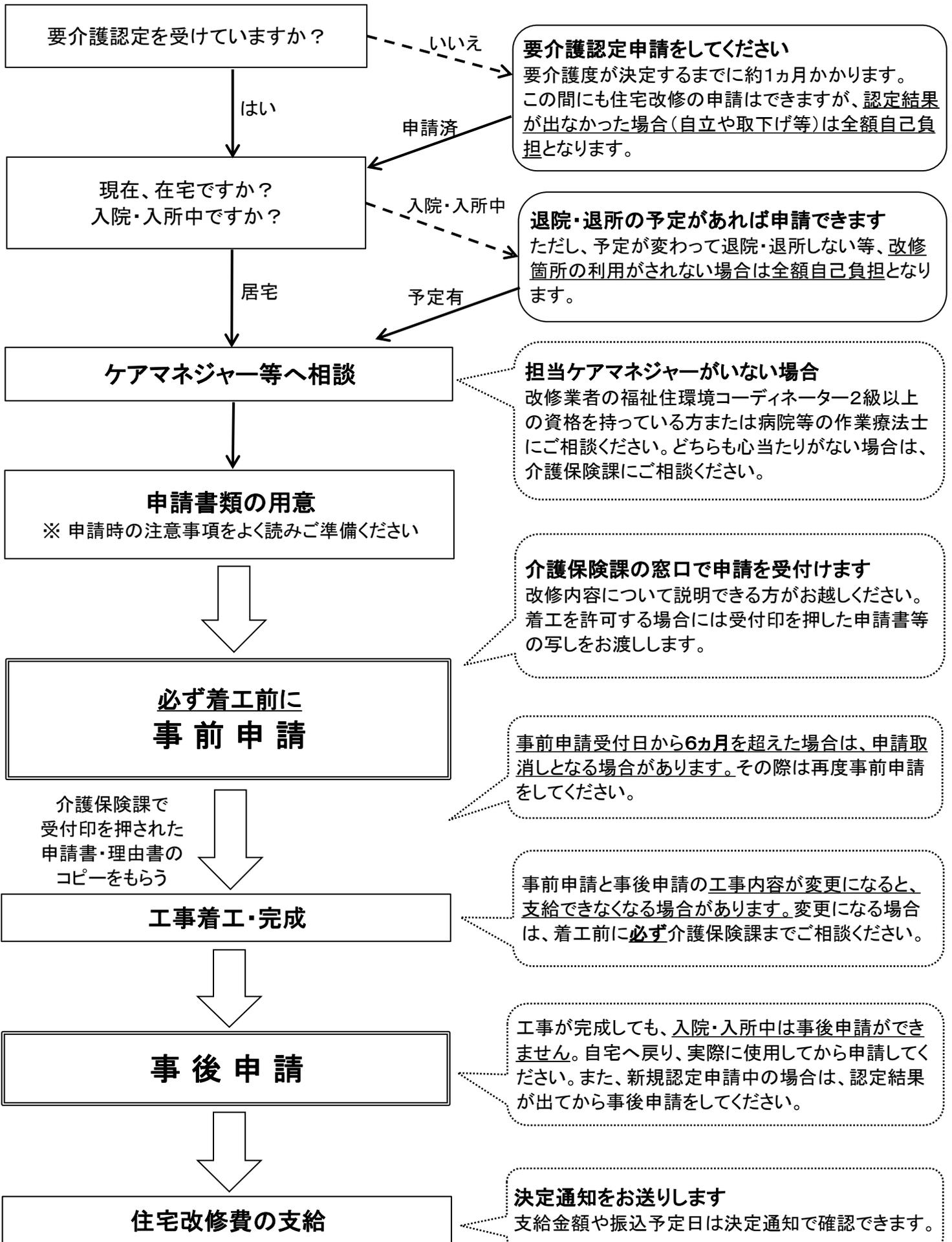
改修業者

介護保険で住宅改修をする際の改修業者に指定はありません。

申請方法

住宅改修の申請は改修前(事前申請)と改修後(事後申請)の2回必要です。改修前に申請を行い、必要な改修と確認された後、着工できます。完成後、事前申請通りの改修を行ったことの確認のため、事後申請をしていただきます。

** 介護保険住宅改修申請の流れ **



* * 介護保険住宅改修 申請時の注意事項 * *

★申請は、改修前と改修後の2回必要です

事前の申請をせずに着工してしまうと、給付が受けられません。

★事前に申請を行い、つくば市が必要と認めた内容の改修以外には給付できません

工事内容や箇所等が変更・追加になると、原則給付できません。

やむを得ず変更する場合には、改修前に必ず介護保険課にご相談ください。

- 事前申請 -

1 申請書

- ・着工日、完成日、改修費用 の欄は空欄
- ・申請者は被保険者本人

2 理由書

- ・次のいずれかの資格を所有している方のみが作成可能
(介護支援専門員 ・ 福祉住環境コーディネーター2級以上 ・ 作業療法士)

3 見積書 ※任意の様式でも可

- ・材料費、工事費、諸経費 を分けて記載
- ・保険対象外の工事も同時に行う場合は、保険対象部分とその他の部分を分けて記載
→どこまで給付対象となるか不明な際は、介護保険課にご相談ください

4 平面図 ※任意の様式でも可

- ・改修箇所、被保険者の動線等がわかるように記載
- ・写真と対応するよう附番

5 改修前の写真 ※任意の様式でも可

- ・日付入りのもの
(黒板やホワイトボード等に日付を書いて一緒に撮影でも可)
- ・改修箇所や理由書記載内容がわかるようなもの
{ 対象箇所の接写だけでなく、少し離れた位置から全体を写す
{ 段差の高さがわかるよう、スケールを当てた拡大写真

6 住宅所有者の承諾書

- ・被保険者と住宅の所有者が異なる場合のみ必要
(改修先が自宅か賃貸住宅かによって様式が異なります)

7 委任状

- ・被保険者と振込先口座名義人が異なる場合のみ必要

- 事後申請 -

1 領収証

- ・宛名は被保険者本人氏名 ※必ず原本を持参してください
- ・申請金額と異なる場合には、その内訳書が必要

2 内訳書 ※任意の様式でも可

- ・材料費、工事費、諸経費を分けて記載
- ・保険対象部分とその他の部分を分けて記載
- ・見積書から変更がなければ省略可

3 改修後の写真 ※任意の様式でも可

- ・日付入りのもの
(黒板やホワイトボード等に日付を書いて一緒に撮影でも可)
- ・改修箇所や理由書記載内容がわかるようなもの
 - 対象箇所の接写だけでなく、少し離れた位置から全体を写す
 - 踏み台やスロープを固定した場合は、固定部分(ビス止め、ねじ止め等)の拡大写真
 - 段差解消の場合、改修前後の比較のためスケールを当てた拡大写真